その他告示

○総務省告示第二百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第三百九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕	〔その他の政治団体〕
日の丸世直し大日本誠心義塾総本部	日の丸世直し大日本誠心義塾総本部
［略］	［同左］
1　収入総額　9,200	1　収入総額　0
本年収入額　9,200	
2　支出総額　9,200	2　支出総額　0
3　本年収入の内訳	［新設］
寄附　9,200	
個人分　9,200	
4　支出の内訳	［新設］
政治活動費　9,200	
機関紙誌の発行その他の事業費　9,200	
宣伝事業費　9,200	
5　寄附の内訳	［新設］
［個人分］	
年間五万円以下のもの　9,200	
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第二百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、片山さつき後援会、中小企業共済制度拡充協議会及び日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第四百二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部	自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部
［略］	［同左］
［１　略］	［１　同左］